第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1. 新規係属件数

平成21年中に全労委に係属した新規係属件数は636件で、20年に比べ37件の減少となった(巻末統計表第21表参照)。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが412件で、20年に比べ42件増加している。なお、全体に占める割合は65%となっている。

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率 (全労委)

(単位: 件、%)

	区 分	件 数						構成比率					
事項	年	16	17	18	19	20	21	16	17	18	19	20	21
新規係属件数		760	664	700	653	673	636	100	100	100	100	100	100
	委 員 推 薦	217	156	214	151	223	144	29	23	31	23	33	23
内	不当労働行為	438	423	399	416	370	412	58	64	57	64	55	65
	法 人 登 記	102	78	85	86	75	78	13	12	12	13	11	12
訳	総 会 決 議	3	7	2	0	5	2	0	1	0	0	1	0
	協約拡張適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が144件で79件の減少、法人登記に伴うものは78件で3件の増加、総会決議に伴うものが2件で3件の減少となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は64件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの62件、委員推薦に伴うもの2件となっている(巻末統計表第23表参照)。

2. 審 査

平成20年からの繰越件数486件、新規係属件数636件の合計1,122件のうち、適格決定368件、取下又は打切240件で、不適格0件を含む合計608件が終結し、514件が22年に繰り越された(巻末統計表第21表参照)。

適格決定がなされた368件の内訳は、委員推薦に伴うもの140件、不当労働行為救済 申立てに伴うもの155件、法人登記に伴うもの70件、総会決議に伴うもの3件となっ ている(巻末統計表第22表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは2件である。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件(公益事業の争議行為の予告違反被疑)についてみると、 前年からの繰越事件、平成21年の新規係属事件はともになかった(巻末統計表第24表 参照)。

第3節 協約の拡張適用

労組法第18条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成21年の新規係属事件はともになかった(巻末統計表第25表参照)。